

6 川 監 公 第 1 5 号

令 和 6 年 1 2 月 9 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

同 石 田 康 博

同 かわの 忠 正

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

(所管部局 健康福祉局地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(2) 出資団体

ア 公益財団法人川崎市国際交流協会

(所管部局 市民文化局市民生活部多文化共生推進課)

イ 川崎臨港倉庫埠頭株式会社

(所管部局 港湾局港湾経営部経営企画課)

(3) 指定管理者

ア 公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティー共同事業体

公の施設の名称 川崎市国際交流センター

(所管部局 市民文化局市民生活部多文化共生推進課)

イ ヨネッティアーアドバンスパートナーズ

公の施設の名称 川崎市王禅寺余熱利用市民施設

(所管部局 環境局生活環境部減量推進課)

ウ 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

公の施設の名称 総合研修センター

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

エ かわさき未来応援パートナーズ

公の施設の名称 川崎市青少年の家

(所管部局 こども未来局青少年支援室)

オ 一般社団法人富士見パノラマリゾート

公の施設の名称 川崎市八ヶ岳少年自然の家

(所管部局 こども未来局青少年支援室)

カ 多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体

公の施設の名称 多摩川緑地バーベキュー広場

(所管部局 建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課)

キ 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体

公の施設の名称 川崎港コンテナターミナル関連施設

(所管部局 港湾局川崎港管理センター港営課)

3 監査の範囲

主に令和5年度の出納その他の事務の執行

4 監査の期間

令和6年9月2日から同年11月20日まで

5 監査の方法

対象団体ごとの事業実態やリスク等を踏まえた上で、書類審査、関係者への質問、現地調査等の方法により行った。

6 監査の着眼点

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、指定管理者は公の施設の管理に係る出納その他の事務が、関係法令等に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等を行っているかを主な着眼点とした。

7 監査の結果

川崎市監査基準（令和2年川崎市監査訓令第1号）に準拠し、前述のとおり

り監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助団体等の目的に沿って行われていることが認められたが、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられた。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

(1) 財政援助団体及び所管部局において改善措置を要する事項

軽易な事項であるが改善を要するもの

ア 実施報告書等を適正に作成すべきもの

地域福祉推進事業補助金の精算書及び実施報告書について、補助金の確定額に影響はなかったものの、人件費及び研修費の支出合計額に誤りがあった事例

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局地域包括ケア推進室)

(2) 出資団体及び所管部局において改善を要する事項

軽易な事項であるが改善を要するもの

ア 固定資産の管理を適正に行うべきもの

廃棄済みの固定資産が固定資産台帳兼減価償却計算表に登載されたままとなっていた事例

(川崎臨港倉庫埠頭株式会社)

(港湾局港湾経営部経営企画課)

イ 受託事業に係る正確な収支状況を報告すべきもの

受託事業に係る銀行振込手数料が収支報告書に正しく計上されていなかったことにより、受託料の精算額に誤りが生じ、これに伴い、補助金の精算額にも誤りが生じた事例

(公益財団法人川崎市国際交流協会)

(市民文化局市民生活部多文化共生推進課)

(教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課)

(3) 指定管理者及び所管部局において改善を要する事項

ア 原油価格・物価高騰に伴う補填金の算定又は補填金の算定の基礎となる報告を適正に行うべきもの

指定管理者制度導入施設等における令和5年度の新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰への対応について(令和5年11月24日付け5川総行革第152号)によると、原油価格・物価高騰への対応として、指定管理施設の電気、ガス及び燃料に係る料金高騰分の一部を補填することとし、補填金の算定については、原則として電気、ガス及び燃料に係る料金の増額要素から減額要素を減算して算出するものとされている。

補填金の算定及び報告についてみたところ、次の事例があった。

(ア) 川崎市国際交流センターの事例

補填の対象外である出資団体事業に係る費用の計上や小数点以下の端数調整の誤り等により、増額要素の算定に誤りが生じたため、補填金が適正に算定されていなかった。

市は、補填金の算定を適正に行われたい。

(公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティー共同事業体)

(市民文化局市民生活部多文化共生推進課)

(イ) 川崎市八ヶ岳少年自然の家の事例

指定管理者が、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による差額精算分として電力供給会社から返金された電気料があったことについて、市への報告を失念していたため、当該精算分が電気料から控除されて

いなかった。

市は、指定管理者に対し、正確な報告を行うよう指導されたい。

(一般社団法人富士見パノラマリゾート)

(こども未来局青少年支援室)

イ 職員配置を適正に行うべきもの

川崎市八ヶ岳少年自然の家指定管理仕様書によると、夜間の利用がない場合を除き、救急、火災、防犯、災害時の通報と応急処置、避難誘導等の緊急対応の訓練を受けている宿直者を2名以上配置することとされている。

宿直者の配置状況を確認したところ、宿泊者がいるにもかかわらず、宿直者の配置が1名の日があった。

緊急対応のために必要な人員配置であり、宿泊者の安全確保を徹底することが求められる。市は、指定管理者に対し、仕様書に基づき、宿直者の配置を適正に行うよう指導されたい。

(一般社団法人富士見パノラマリゾート)

(こども未来局青少年支援室)

ウ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

a 川崎市国際交流センターの事例

廃棄済みの備品が市の備品整理簿に登載されたままとなっていた。

(市民文化局市民生活部多文化共生推進課)

b 川崎市王禅寺余熱利用市民施設の事例

(a) 廃棄済みの備品が市の備品整理簿及び指定管理者の台帳に登載されたままとなっていた。

(b) 指定管理料で購入した備品の金額が市の備品整理簿及び指定管

理者の台帳に誤って登載されていた。

(ヨネッティーアドバンスパートナーズ)

(環境局生活環境部減量推進課)

c 総合研修センターの事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿及び指定管理者の台帳に登載されていなかった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

d 川崎市青少年の家の事例

廃棄済みの備品が市の備品整理簿及び指定管理者の台帳に登載されたままとなっていた。

(かわさき未来応援パートナーズ)

(こども未来局青少年支援室)

e 川崎市八ヶ岳少年自然の家の事例

廃棄済みの備品が市の備品整理簿及び指定管理者の台帳に登載されたままとなっていた。

(一般社団法人富士見パノラマリゾート)

(こども未来局青少年支援室)

f 川崎港コンテナターミナル関連施設の事例

(a) 廃棄済みの備品が市の備品整理簿に登載されたままとなっていた。

(b) 指定管理者の費用で調達した物品が管理簿に登載されていなかった。

(横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体)

(港湾局川崎港管理センター港営課)

(イ) 事業報告を適正に行うべきもの

a 川崎市国際交流センターの事例

委託契約ごとの委託先、履行内容、予算額、決算額等について、書面による報告がされていなかった。

(公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティー
共同事業体)

(市民文化局市民生活部多文化共生推進課)

b 川崎市青少年の家の事例

四半期ごとの事業報告書が提出されていなかった。

(かわさき未来応援パートナーズ)

(こども未来局青少年支援室)

c 多摩川緑地バーベキュー広場の事例

(a) 収支決算書について、構成員が支出した人件費及び地域還元費等以外の費用が全てレンタル運営費として計上されており、正確な収支状況が報告されていなかった。

(b) 事業報告書に記載すべき個人情報の保護に関する事項及び受注者による自己評価に関する事項の記載がなかった。

(c) 四半期ごとの事業報告書が提出されていなかった。

(多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体)

(建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課)

(ウ) 収支状況を適正に報告すべきもの

川崎市王禅寺余熱利用市民施設において、備品費に計上されるべき経費の一部が、消耗品費に計上されていたため、収支報告の金額が誤っていた事例

(ヨネッティーアドバンスパートナーズ)

(環境局生活環境部減量推進課)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体等の概要

1 財政援助団体

(補助金額は令和5年度)

(1) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和38年2月14日		
設立目的	川崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るため。		
財政援助の種類	補助金 4億4,261万円		
主な補助金	地域福祉推進事業補助金	1億7,801万円	
	社会福祉協議会育成費補助金	1億3,764万円	
	川崎市高齢者外出支援乗車事業補助金	6,294万円	
	川崎市あんしんセンター運営費補助金	4,894万円	
	川崎市終活支援事業補助金	1,507万円	

2 出資団体

(資本金又は基本財産は令和6年3月31日現在)

(1) 公益財団法人川崎市国際交流協会

団体の概要

設立年月日	平成元年8月25日		
設立目的	川崎市内の外国人や市民に対する内外の情報の提供及び川崎市の特性を生かした市民レベルでの国際交流活動を推進することにより、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与し、多文化共生社会の実現を目指すため。		
基本財産	3億25万円		
本市の出捐状況	3億円(出捐率99.9%)		

(2) 川崎臨港倉庫埠頭株式会社

団体の概要

設立年月日	昭和35年8月16日
事業目的	1 倉庫業 2 倉庫、建物、土地その他施設の賃貸業 3 コンテナ埠頭施設並びにコンテナ蔵置施設の建設、賃貸、管理及び運営 4 港湾施設の強化及び振興に寄与するための調査・研究 5 港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施 6 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に係る業務 7 前各号の事業に附帯又は関連する事業
資本金	1億円
本市の出資状況	5,000万円(50.0%)

3 指定管理者

(指定管理料は令和5年度)

(1) 公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティー共同事業体

公の施設の名称 川崎市国際交流センター

施設の概要

設置目的	市民の国際理解を増進するとともに、国際的な文化交流及び市民交流を促進することにより相互理解を深め、もって市民の文化の向上及び国際友好親善の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市中原区木月祇園町2番2号
主な事業内容	1 国際交流に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。 2 国際交流に関する研修会、講演会等を行うこと。 3 国際交流を促進するための行事を行うこと。 4 施設及び設備を利用に供すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	1億9,590万円

(2) ヨネッティアドバンスパートナーズ

公の施設の名称 川崎市王禅寺余熱利用市民施設

施設の概要

設置目的	市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため。
設置場所	川崎市麻生区王禅寺1, 321番地
主な事業内容	1 健康づくりについての講演会の開催に関する事。 2 スポーツ教室及び教養講座の開催に関する事。 3 施設及び設備を利用に供すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
指定管理料	1億3,786万円

(3) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

公の施設の名称 総合研修センター

施設の概要

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者（以下「高齢者、障害者、障害児等」という。）が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市川崎区日進町5番地1
主な事業内容	1 高齢者、障害者、障害児等の支援に関する専門的な研修会、講座等の開催に関する事。 2 高齢者、障害者、障害児等の支援に従事する職員に対する講習、講座等の開催に関する事。 3 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	1億1,771万円

(4) かわさき未来応援パートナーズ

公の施設の名称 川崎市青少年の家

施設の概要

設置目的	団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るため。
設置場所	川崎市宮前区宮崎105番地1
主な事業内容	1 団体宿泊研修その他の団体研修を行うこと。 2 団体宿泊研修等に関する指導及び助言を行うこと。 3 団体宿泊研修等に関する調査研究を行うこと。 4 資料を収集し、保管し、並びにこれを青少年及びその指導者の利用に供すること。 5 施設及び設備を利用に供すること。 6 青年の家その他の青少年関係施設、青少年教育団体等と連絡し、協力すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	8,021万円

(5) 一般社団法人富士見パノラマリゾート

公の施設の名称 川崎市八ヶ岳少年自然の家

施設の概要

設置目的	恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛練し、もって健全な少年の育成を図るため。
設置場所	長野県諏訪郡富士見町境字広原12,067番地482
主な事業内容	1 団体宿泊訓練に関すること。 2 野外観察、自然探究その他自然に親しむ学習指導に関すること。 3 野外活動、体育及びレクリエーションに関すること。 4 市内の少年団体の指導及び育成に関すること。 5 市内の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）その他の教育機関と連絡し、協力すること。 6 その他少年自然の家の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	2億6,627万円

(6) 多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体

公の施設の名称 多摩川緑地バーベキュー広場

施設の概要

設置目的	河川敷におけるバーベキューなどのレジャーは非常に人気が高く、年々利用要望が多くなっている。施設を適正に管理することでごみや騒音などのバーベキュー利用に起因する迷惑行為の低減を図るとともに、市費負担の軽減を図るため。
設置場所	川崎市高津区瀬田地内
主な事業内容	1 利用の禁止又は制限に関する業務 2 利用の承認に関する業務 3 利用料金の収受に関する業務 4 利用料金の返還に関する業務 5 利用料金の減免に関する業務 6 監督処分に関する業務 7 管理施設の運営に関する業務 8 施設等の維持管理に関する業務 9 管理施設周辺等警備に関する業務 10 環境向上に関する業務 11 地域還元等に関する業務 12 多摩川増水等による緊急時の対応に関する業務 13 自主事業 14 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認める業務
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
指定管理料	0円

(7) 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体

公の施設の名称 川崎港コンテナターミナル関連施設

施設の概要

設置目的	川崎港で取扱うコンテナ貨物の荷役及び保管のため。
設置場所	川崎市川崎区東扇島82番地の一部、83番地1の一部、84番地の一部、85番地の一部、92番地及び93番地
主な事業内容	1 荷さばき地、管理棟事務所、事務所附帯施設、駐車施設、荷役機械及び電気施設等のコンテナターミナル内各施設の利用許可に関する業務 2 管理棟事務所等の保守管理、コンテナターミナル内各施設の軽易工事に関する業務 3 ポートセールスに関する業務 4 その他の業務
指定期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	0円